

川場村下水道事業(特定環境保全公共下水道)経営戦略

団 体 名 : 川場村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年(21年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	1,869人/km ²	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1区		
処 理 場 数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	地形特性から標高が低い位置に処理場を建設し、極力自然流下方式で経済的な区域設定を行った。また、集合処理が有利となる区域を公共下水道事業として位置づけている。 協議会を設置して広域化・共同化の検討を行っている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	(一般用) 基本料金(10m ³ 未満800円(税抜))、10m ³ を超えた場合1m ³ につき80円(税抜)						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	(共同排水用) 基本料金(10m ³ 未満700円(税抜))、10m ³ を超えた場合1m ³ につき80円(税抜)						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	(臨時用) 1m ³ につき150円(税抜)						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	1,720	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	2,837	円
	平成28年度	1,720	円		平成28年度	4,558	円
	平成29年度	1,720	円		平成29年度	4,224	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	田園整備課 5人															
事業運営組織	<div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">田園整備課:建設・土木・水道・下水道・登記</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">課長以下構成人員:5人</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">課長</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">補佐兼建設係長 事務取扱</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">主幹</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">主任</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: right;">田園整備課建設係にて特別会計として事業運営を行っている。</p>	田園整備課:建設・土木・水道・下水道・登記			課長以下構成人員:5人			課長	補佐兼建設係長 事務取扱	主幹			主任			主任
田園整備課:建設・土木・水道・下水道・登記																
課長以下構成人員:5人																
課長	補佐兼建設係長 事務取扱	主幹														
		主任														
		主任														

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及び15箇所のマンホールポンプの維持管理については、民間委託を行っており、維持管理費の削減に取り組んでいます。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

収益的収支比率は前年度より増加しているが、依然として100%未満であり、下水道事業運営に要する費用は、一般会計からの繰入れに頼っているのが現状である。
 経費回収率も同様に100%以下であり、現在の料金収入だけでは、賄えていないため、今後、料金改定の検討を行っていく予定である。
 施設利用率は、平均値より高い数値であるが、水洗化率を考慮すると、処理場施設に余裕がある。
 そのため、将来の更新時期においては、施設のダウンサイジングや機能のスペックダウン等を考慮して、現状施設に見合った規模の更新計画を立案して、投資額を抑制する。
 施設の老朽化については、建設年度が浅く、土木施設の耐用年数50年を経過しておらず、今後、ストックマネジメントを策定して、調査点検計画を策定し、効率的な維持管理を行っていく予定である。
 処理場の機械・電気設備は、耐用年数を経過しているものが多く、今後更新していく予定である。

2. 経営の基本方針

経営理念

・次世代へつなぐ美しい水

基本方針

- ・下水道整備区域内の加入率100%を目標とする。
- ・施設の長寿命化対策により臨時的経費を抑制する。

上記の経営理念や基本方針実現のために以下の取り組みを行い下水道事業の経営基盤強化を図ります。

- ①管理体制の強化→維持管理費の削減
- ②広報活動の充実→早期水洗化率100%
- ③不明水の低減→維持管理費の削減
- ④継続的な維持管理→施設の長寿命化や修繕費の突発的な経費増大の抑制
- ⑤新技術の活用→省エネタイプ機器などの導入により動力費の削減
- ⑥ダウンサイジングやスペックダウンの検討→更新時の費用削減
- ⑦民間ノウハウの活用→維持管理費の削減

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

管渠については、建設年度が比較的新しいため、今後、ストックマネジメント計画(管路編)を策定して見直しを行う方針です。処理場に関しては、平成30年度に管理棟の耐震詳細診断やストックマネジメント計画(処理場・ポンプ場編)を策定したため、当面の事業計画スケジュール(H31～R4)までを反映した投資計画を行っています。今後は、各処理場施設の耐震詳細診断を実施していき、耐震補強に関する事業計画の策定を行う方針です。上記の事業計画が策定でき次第、投資計画の見直しを再度、行い再検証していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

当村においては、平成28年度に川場村人口ビジョンを策定しており、将来人口の予測を令和42年において、目標人口を3,100人としている。現状予測では、人口減少は今後も続いていくことが、想定されるため、今回の収支計画のうち料金収入の予測については、人口ビジョンとの整合を図り、人口減少に伴う使用料金の収入減少を見込み将来計画を行っています。料金収入の予測については、接続人口と汚水量を検証し、令和7年度に水洗化率100%と仮定し、そこまでは汚水量の増加に伴い料金収入も増加する予測とし、水洗化率100%以降は、人口減少に伴い、汚水量も減少傾向を示す内容で、料金収入も減少傾向として計画を行っています。現段階では、料金改定を考慮せず、計画を行っています。将来的には、財政状況や人口減少に伴う、料金収入の状況を考慮しながら、料金改定の検討をしていきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理においては、民間委託を行い、民間ノウハウを最大限に生かした維持管理を行っています。現状施設の整備率はほぼ100%であり、水洗化率の上昇による汚水量の増加に伴う、維持管理費増加傾向を示すが、汚水量の減少により、将来的には維持管理費用は、減少計画を示しています。ただし、施設の老朽化に伴う維持管理費用や修繕費用が増加する可能性もあるため、今後は、適正な維持管理計画を策定し、維持管理費用の低減に努めていきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	汚水処理促進協議会を設置し、下記の内容を検討しています。 ①汚水処理人口普及率の向上に係ること ②汚水処理計画の見直しに係ること ③汚水処理の広域化・共同化に係ること ④その他、汚水処理の促進に必要な事項
投資の平準化に関する事項	今後、ストックマネジメント計画(管路編)を策定して、処理場・ポンプ場編と合わせ、維持管理計画及び修繕改築計画の策定に基づき、投資計画の見直しや投資の平準化に努めていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少に伴う料金収入の将来予測を今後も行い、投資計画の立案や起債償還金の推移を検討しながら、使用料金の見直し時期を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	なし
職員給与費に関する事項	当該事業は、整備率約99%と概成しており、今後は維持管理、更新事業へとシフトしていくが、経過年数が22年と比較的経過年数が浅く、施設も健全であるため、当面は維持管理が事業の主体となり、職員数も最小人数で事業運営をしていく。したがって、職員給与費も最小限の費用で運営していきます。
動力費に関する事項	今後、維持管理計画及び更新計画の策定に向け、適正な維持管理及び計画的な更新計画を行う事で、動力費の削減に努めていきます。 また、将来に向けて、管路の老朽化が進行することにより、雨天時の不明水量が増加することも懸念されるため、不明水対策も実施していき、動力費の削減に努めていきます。
薬品費に関する事項	今後、維持管理計画及び更新計画の策定に向け、適正な維持管理及び計画的な更新計画を行う事で、薬品費の削減に努めていきます。 また、将来に向けて、管路の老朽化が進行することにより、雨天時の不明水量が増加することも懸念されるため、不明水対策も実施していき、薬品費の削減に努めていきます。
修繕費に関する事項	今後、維持管理計画及び更新計画の策定に向け、適正な維持管理及び計画的な更新計画を行う事で、修繕費の削減に努めていきます。 また、各施設の健全度を維持しつつ、予防保全型の施設管理を行っていきます。
委託費に関する事項	今後必要な検討項目について精査し、必要最小限の委託費で検討していきます。
その他の取組	なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略策定後は、計画の状況について検証し、乖離が生じた場合、見直しを行います。なお、5年を目安に将来の投資計画の見直しを行い更新していきます。 また、将来予測を行った結果、一般会計に頼らなければ、健全な経営の維持が困難であるため、今後、料金設定のありかたに対して、検討していきます。
---------------------	---